



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 3月22日火曜日 第1643号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則及び愛媛県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則.....	303
愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則.....	307

告 示

新たな土地改良事業の施行の認可（7件）.....	308
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（2件）.....	308
土地改良区営土地改良事業の換地処分.....	309
保安林予定森林にする旨の通知.....	309
解除予定保安林にする旨の通知.....	310
保安林予定森林.....	310
付保義務の発生.....	310
付保義務の消滅.....	311
廃川敷地等の発生.....	311
公有水面埋立免許.....	311
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	312
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....	312
道路の供用開始（ " ）.....	313
道路の区域変更（一般国道319号）.....	313
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	313
愛媛県証紙売りさばき人指定の取消し.....	313
愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....	313

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	315
----------------------------	-----

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	315
------------------------------------	-----

公安委員会規則

古物営業法施行細則の一部を改正する規則.....	316
--------------------------	-----

公安委員会告示

運転免許取得者教育の認定.....	324
-------------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	325
-----------------------------	-----

任 免 辞 令

白石 憲二.....	325
------------	-----

規 則

○愛媛県規則第11号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則及び愛媛県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則及び愛媛県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

（愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1号様式1(裏)注意2中「賦課につき」を「この賦課について」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式1(裏)注意に次のように加える。

3 この賦課の取消しの訴えは、2の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで賦課の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式2(裏)注意2中「賦課につき」を「この賦課について」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式2(裏)注意に次のように加える。

3 この賦課の取消しの訴えは、2の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで賦課の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式3(裏)中

納付の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関 ・指定代理金融機関 	を
	<ul style="list-style-type: none"> ・収納代理金融機関 ・愛媛県、徳島県、香川県及び高知県の各県内に所在する郵便局 ・地方局 	

注 意

- 1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年パーセント）の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。
- 2 賦課につき不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査の請求をすることができます。

納付の場所

- ・指定金融機関
- ・指定代理金融機関
- ・収納代理金融機関
- ・愛媛県、徳島県、香川県及び高知県の各県内に所在する郵便局
- ・地方局

注 意

- 1 納期限までに納付しなかつた場合において、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年パーセント）の割合で計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。
- 2 この賦課について不服がある場合には、この納税通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
- 3 この賦課の取消しの訴えは、2の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで賦課の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に

改め、同様式4(注意2中「賦課につき」を「この賦課について」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式4(注意に次のように加える。

3 この賦課の取消しの訴えは、2の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで賦課の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式5注意2中「賦課につき」を「この賦課について」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式5注意中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 この賦課の取消しの訴えは、2の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで賦課の取消しの訴えを提起することができます。

るときは、当該判決を経ないで賦課の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式6(注意2中「賦課につき」を「この賦課について」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式6(注意中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 この賦課の取消しの訴えは、2の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで賦課の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第3号様式注意中「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式注意を同様式注意1とし、同様式注意に次のように加える。

2 この通知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで通知の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第4号様式注意2中「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式注意に次のように加える。

3 この催告の取消しの訴えは、2の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで催告の取消しの訴えを提起することができます。

ることができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式注意中「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式注意を同様式注意1とし、同様式注意に次のように加える。

2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第6号様式1注意中「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式1注意を同様式1注意1とし、同様式1注意に次のように加える。

2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第6号様式2注意中「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式2注意を同様式2注意1とし、同様式2注意に次のように加える。

2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

いで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第7号様式裏（注意）1中「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式裏（注意）中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第8号様式注意中「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式注意を同様式注意1とし、同様式注意に次のように加える。

2 この充当の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで充当の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第9号様式注意3中「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式注意に次のように加える。

4 この督促の取消しの訴えは、3の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起するこ

とができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第10号様式1注意中「更正」を「この更正」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式1注意を同様式1注意1とし、同様式1注意に次のように加える。

2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第10号様式2注意中「更正」を「この更正」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式2注意を同様式2注意1とし、同様式2注意に次のように加える。

2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第10号様式3注意中「更正」を「この更正」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式3注意を同様式3注意1とし、同様式3注意に次のように加える。

2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴え

は、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第10号様式4注意中「更正」を「この更正」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式4注意を同様式4注意1とし、同様式4注意に次のように加える。

2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第10号様式5注意中「更正」を「この更正」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式5注意を同様式5注意1とし、同様式5注意に次のように加える。

2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第10号様式6注意中「決定」を「この決定」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式6注意を同様式6注意1とし、同様式6注意に次のように加える。

2 この決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第10号様式7注意中「決定」を「この決定」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式7注意を同様式7注意1とし、同様式7注意に次のように加える。

2 この決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（愛媛県核燃料税条例施行規則の一部改正）

第2条 愛媛県核燃料税条例施行規則（平成15年愛媛県規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（その1）注意中「更正、」を「この更正、」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「異議の申立て」を「異議申立て」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式（その1）注意を同様式（その1）注意1とし、同様式（その1）注意に次のように加える。

2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経た後、その決定又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでの

いずれかに該当するときは、当該決定又は裁決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。

ア 異議申立て又は審査請求があつた日から3箇月を経過しても決定又は裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第2号（その2）注意中「決定又は」を「この決定又は」に、「知事」を「愛媛県知事」に、「異議の申立て」を「異議申立て」に、「審査の請求」を「審査請求」に改め、同様式（その2）注意を同様式（その2）注意1とし、同様式（その2）注意に次のように加える。

2 この決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経た後、その決定又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該決定又は裁決を経ないで決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。

ア 異議申立て又は審査請求があつた日から3箇月を経過しても決定又は裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第12号

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表愛媛県立新居浜高等技術専門校の部普通職業訓練普通課程の項中

OAビジネス科	20人	1年
---------	-----	----

を削り、同部普通職業訓練短期課程の項中

溶接科	30人	1年
-----	-----	----

を

溶接科	30人	1年
OA経理科	40人	6月

に改め、同表愛媛県立今

治高等技術専門校の部普通職業訓練普通課程の項中

「

アパレル技術科	10人
---------	-----

」を「

服飾ソーイング科	30人
----------	-----

」に、「20人」を「15人」に改め、同部普通職業訓練短期課程の項中「

縫製科	40人	6月
-----	-----	----

」を削り、同表愛媛県立松山高等技術専門校の部普通職業訓練普通課程の項中「建築製図科」を「総合建築科」に改め、同部普通職業訓練短期課程の項中「

エクステリア科	8人	1年
---------	----	----

」を削り、「60人」を「40人」に改め、同表愛媛県立宇和島高等技術専門校の部普通職業訓練短期課程の項中「20人」を「15人」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示**○愛媛県告示第600号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町土居土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・天満井手地区）の施行を平成17年3月11日認可した。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第601号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、宇摩郡土居町天満土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・祇園地区）の施行を平成17年3月11日認可した。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第602号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、宇摩郡土居町中村土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・番正寺地区）の施行を平成17年3月11日認可した。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第603号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町上野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・内の川地区）の施行を平成17年3月11日認可した。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町藤原土地改良区から認可申請のあった新たな

土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・古野揚水地区）の施行を平成17年3月11日認可した。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下北野地区）の施行を平成17年3月11日認可した。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・小林地区）の施行を平成17年3月11日認可した。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第607号

吉田町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・立間地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（農業用排水施設整備事業・立間地区）変更計画書の写し
- (2) 吉田町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成17年3月23日から4月19日まで

3 縦覧場所

吉田町役場

○愛媛県告示第608号

吉田町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・立間地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（農業用道路整備事業・立間地区）変更計画書の写し
- (2) 吉田町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成17年3月23日から4月19日まで

3 縦覧場所
吉田町役場

○愛媛県告示第609号

平成17年3月11日丹原町土地改良区営基盤整備促進事業来見地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第610号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市則之内字和田丸乙1682の1、乙1690の2、乙1691から乙1700まで、乙1701の1、乙1703の1、乙1703の2、乙1704、字登りウネ丙88の31、字枝谷丙100、丙102、字北谷丙101の1、丙101の2、丙113、丙124の1、丙131の1、字駄馬の谷丙140の2、字北谷口丙141、丙142

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田丸乙1696・字枝谷丙100・字北谷丙101の1・字駄馬の谷丙140の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町日野浦4396の1、4430の1

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

日野浦4396の1・4430の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予郡双海町大字上灘字船木庚250の1、庚250の4、庚250の5、庚251の1、庚298の1、庚299の2、庚300の2、庚300の3、庚306の1、庚307の2、字葛藪甲3487の1、甲3487の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字船木庚250の1・庚251の1・庚298の1・庚300の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町五百木1435の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予郡砥部町中野川139の3、139の6、142

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに東温市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 611 号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第 249 号)第30条の規定により告示する。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
大洲市長浜町下須戒甲 657、乙 214 の 2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

○愛媛県告示第 612 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第 249 号)第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
今治市宮窪町宮窪3576の10、3637の 1、字ナクサ1724、字大谷2048の 1、2049、2053の 1、3154から3157まで、3161、3162、3164の 1、3166、3173、3174の 1、3179の 1、3180から3182まで、3183の 1、3197、7767、7768、字臼窪3570、3571の 1、3576の 1、3620から3630まで、3633から3635まで、3636の 1、字長川3617から3619まで
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
西宇和郡伊方町河内1019の 2、1027、1033、1034、1044
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
河内1019の 2・1027(以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定

めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

今治市宮窪町宮窪3576の10、3637の 1、字ナクサ1724、字大谷2048の 1、2049、2050、2053の 1、3154から3157まで、3161、3162、3164の 1、3166、3173、3174の 1、3179の 1、3180から3182まで、3183の 1、3197、7767、7768、字臼窪2052、3570、3571の 1、3576の 1、3620から3630まで、3633から3635まで、3636の 1、字長川3617から3619まで

- (2) 指定の目的
公衆の保健
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに今治市役所及び伊方町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 613 号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めため、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の 3 の規定により告示する。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(西条地方局管内)

川之江加入区	三島加入区	寒川加入区
大島加入区	多喜浜加入区	垣生加入区
新居浜加入区	西条加入区	河原津加入区

(今治地方局管内)

桜井加入区	大浜加入区	来島加入区
渦浦加入区	津倉加入区	伯方加入区
魚島加入区	弓削加入区	岩城生名加入区
関前加入区	波方加入区	小部加入区
大西加入区	菊間加入区	

(松山地方局管内)

浅海加入区	北条加入区	安居島加入区
野忽那加入区	睦月加入区	興居島加入区
堀江加入区	三津加入区	和気加入区
今出加入区	和気・ 太山寺加入区	松前加入区
上灘加入区	下灘加入区	

(八幡浜地方局管内)

磯津加入区	川之石加入区	足成加入区
三崎加入区	三瓶湾加入区	

(宇和島地方局管内)

明浜加入区	吉田加入区	奥南加入区
北灘加入区	下波加入区	遊子加入区
蔦淵加入区	戸島第一加入区	戸島第二加入区
日振島加入区	宇和島第一加入区	宇和島第二加入区
宇和島第三加入区	三浦加入区	

(宇和島地方局御荘管内)

内海加入区	南内海加入区	東海加入区
深浦加入区	久良加入区	西海加入区
福浦加入区		

○愛媛県告示第614号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成13年3月愛媛県告示第625号)による保険に付すべき義務は、平成17年3月21日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

(西条地方局管内)

川之江加入区	三島加入区	寒川加入区
大島加入区	多喜浜加入区	垣生加入区
新居浜加入区	西条加入区	河原津加入区

(今治地方局管内)

桜井加入区	大浜加入区	来島加入区
渦浦加入区	津倉加入区	伯方加入区
魚島加入区	弓削加入区	岩城生名加入区
関前加入区	波方加入区	小部加入区
大西加入区	菊間加入区	

(松山地方局管内)

浅海加入区	北条加入区	安居島加入区
野忽那加入区	睦月加入区	興居島加入区
堀江加入区	三津加入区	和気加入区
今出加入区	和気・ 太山寺加入区	松前加入区
上灘加入区	下灘加入区	

(八幡浜地方局管内)

磯津加入区	川之石加入区	足成加入区
三崎加入区	三瓶湾加入区	

(宇和島地方局管内)

明浜加入区	吉田加入区	奥南加入区
北灘加入区	下波加入区	遊子加入区
蔦淵加入区	戸島第一加入区	戸島第二加入区
日振島加入区	宇和島第一加入区	宇和島第二加入区
宇和島第三加入区	三浦加入区	

(宇和島地方局御荘管内)

内海加入区	南内海加入区	東海加入区
深浦加入区	久良加入区	西海加入区
福浦加入区		

○愛媛県告示第615号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
一級河川重信川水系一ヶ谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月22日
- 3 廃川敷地等の位置
東温市則之内字一ヶ谷甲2646番5から甲2645番2地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地(河川管理施設を含む。) 19.43平方メートル

○愛媛県告示第616号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸 守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

八幡浜市字沖新田1589番から同市北浜一丁目1590番25までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から4点までを順次直線で結んだ線並びに4点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+2.30メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(八幡浜市字沖新田1583番1の八幡浜港四等三角点)は、北緯33度27分28.1514秒、東経132度25分5.0715秒の地点

1点は、基点から真北34度43分10秒173.98メートルの地点

2点は、1点から真北311度45分51秒108.07メートルの地点

3点は、2点から真北41度45分52秒290.00メートルの地点

4点は、3点から真北149度58分05秒43.50メートルの地点

ウ 面積

24,906.30平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

八幡浜市字沖新田1589番から同市北浜一丁目1590番25までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の①点から⑧点までを順次直線で結んだ線及び⑧点と①点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(八幡浜市字沖新田1583番1の八幡浜港四等三角点)は、北緯33度27分28.1514秒、東経132度25分5.0715秒の地点

①点は、基点から真北41度57分54秒172.67メートルの地点

②点は、①点から真北311度45分51秒200.01メートルの地点

③点は、②点から真北41度45分52秒265.00メートルの地点

④点は、③点から真北131度45分52秒19.67メートルの地点

⑤点は、④点から真北59度58分05秒39.47メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北149度58分05秒83.50メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北121度49分40秒48.21メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北214度26分26秒222.61メートルの地点

ウ 面積

50,350.75平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立免許年月日

平成17年3月9日

○愛媛県告示第617号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸 守行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中央 (484-I-2626(1))	北宇和郡松野町目黒(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中央 (484-I-2626(1))	北宇和郡松野町目黒(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
銅万滝 (484-I-2628(1))	北宇和郡松野町目黒(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	銅万滝 (484-I-2628(1))	北宇和郡松野町目黒(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中組B (484-I-215(2))	北宇和郡松野町目黒(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中組B (484-I-215(2))	北宇和郡松野町目黒(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下国木谷川 (484-1511)	北宇和郡松野町目黒(次の図のとおり)	土石流	下国木谷川 (484-1511)	北宇和郡松野町目黒(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び松野町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第618号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月22日

愛媛県知事 加戸 守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市氷見字太兵衛新田甲350番3から 同市禎瑞字八幡式番1488番1まで	旧	メートル 4.5~13.0 10.0~39.0	キロメートル 0.678 0.752	
			新	10.0~39.0	0.752	

○愛媛県告示第 619 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市氷見字太兵衛新田甲350番3から 同市禎瑞字八幡式番1488番1まで	平成17年 3月22日

○愛媛県告示第 620 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市金砂町小川山字信生向乙1734番 1	旧	メートル 7.0~ 8.4	キロメートル 0.027	
			新	7.6~25.2	0.027	

○愛媛県告示第 621 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63号第 1 項の規定に基づき、大洲都市計画下水道事業大洲公共下水道（大洲市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成17年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成元年 1月24日

平成23年 3月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県大洲市

大洲字中島及び字鉄炮町、西大洲字中島及び字ヤヲ、阿蔵字フルカワ、東大洲並びに五郎の地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第 622 号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成17年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
伊第 1号	伊予郡中山町大字出淵 2 番耕地 120 番地	伊予郡中山町	同町役場、同佐礼谷支所	平成17年 3月10日

○愛媛県告示第 623 号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42条）第 5 条第 6 項の規定により告示する。

平成17年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
今第 1号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	売りさばき人 今治市 売りさばき所 今治市朝倉北甲397番地 今治市朝倉支所	売りさばき人 越智郡朝倉村 売りさばき所 同村役場	平成17年 1月16日
今第 2号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	売りさばき人 今治市 売りさばき所 今治市玉川町三反地甲10番地1 今治市玉川支所	売りさばき人 越智郡玉川町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月16日
今第 3号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	売りさばき人 今治市 売りさばき所 今治市波方町樋口甲250番地 今治市波方支所	売りさばき人 越智郡波方町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月16日
今第 4号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	売りさばき人 今治市 売りさばき所 今治市大西町宮脇甲506番地の1 今治市大西支所	売りさばき人 越智郡大西町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月16日
今第 5号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	売りさばき人 今治市 売りさばき所 今治市菊間町浜822番地 今治市菊間支所	売りさばき人 越智郡菊間町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月16日
今第 24号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 今治市菊間町浜500番地 伊予銀行菊間支店	売りさばき所 越智郡菊間町浜500番地 伊予銀行菊間支店	平成17年 1月16日
今第 11号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	売りさばき人 今治市 売りさばき所 今治市吉海町八幡137番地 今治市吉海支所	売りさばき人 越智郡吉海町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月16日
今第 27号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 今治市吉海町幸新田84番地 伊予銀行吉海支店	売りさばき所 越智郡吉海町大字幸新田84番地 伊予銀行吉海支店	平成17年 1月16日
今第 12号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	売りさばき人 今治市 売りさばき所 今治市宮窪町宮窪2668番地 今治市宮窪支所	売りさばき人 越智郡宮窪町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月16日
今第 28号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 今治市宮窪町宮窪2881番地 伊予銀行宮窪支店	売りさばき所 越智郡宮窪町大字宮窪2881番地 伊予銀行宮窪支店	平成17年 1月16日
今第 9号 1	今治市伯方町木浦甲4639番地 1	伯方地区交通安全協会	売りさばき人 今治市伯方町木浦甲4639番地1 伯方地区交通安全協会 売りさばき所 今治市伯方町木浦甲4639番地1 伯方警察署内	売りさばき人 越智郡伯方町大字木浦甲4639番地 1 伯方地区交通安全協会 売りさばき所 越智郡伯方町大字木浦甲4639番地 1 伯方警察署内	平成17年 1月16日
今第 13号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	売りさばき人 今治市 売りさばき所 今治市伯方町木浦甲1235番地 今治市伯方支所	売りさばき人 越智郡伯方町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月16日
今第 29号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 今治市伯方町木浦字樋之口甲1681 番地の第2 伊予銀行伯方支店	売りさばき所 越智郡伯方町大字木浦字樋之口甲 1681番地の第2 伊予銀行伯方支店	平成17年 1月16日

今第15号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	売りさばき人 今治市 売りさばき所 今治市上浦町井口6605番地 今治市上浦支所	売りさばき人 越智郡上浦町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月16日
今第14号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	売りさばき人 今治市 売りさばき所 今治市大三島町宮浦5708番地 今治市大三島支所	売りさばき人 越智郡大三島町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月16日
今第30号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 今治市大三島町宮浦5402番地 伊予銀行宮浦支店	売りさばき所 越智郡大三島町大字宮浦5402番地 伊予銀行宮浦支店	平成17年 1月16日
今第16号	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	売りさばき人 今治市 売りさばき所 今治市関前岡村甲732番地 今治市関前支所	売りさばき人 越智郡関前村 売りさばき所 同村役場	平成17年 1月16日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年 3月11日	NPO法人 リラックスケアサポート	宗 雪 義 正	今治市玉川町大字三反地甲74番地	この法人は、認定介護者または高齢者に対して、介護に関する事業を行い、高齢者の食生活の背景を理解し、高齢者に食事への関心を持って頂くアプローチを進めると共に、介護サービスを通じて、それらを実践していき、地域及び介護家庭に寄与することを目的とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1005

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 3月22日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 43）の一部を次のように改正する。

別表第10 1 行政職給料表級別職務区分表7級の部警察の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「隊長補佐」を

「隊長補佐 課付（7級）又はこれに相当する室付若しくは

署付」に改め、同表8級の部警察の事務部局の項同欄中

「管理官（8級）を

「管理官（8級）調査官（8級）」

課付（8級）又はこれに相当する室付若

に改め、同表9級の部警察の事務部局の項同欄

しくは署付」

「参事

中「参事」を 部付（9級） に改める。

総務室付（9級）」

別表第10 2 公安職給料表級別職務区分表7級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「若しくは教官」を「

教官、課付、室付、隊付若しくは署付」に改め、同表8級の

「本部課長（8級） 項同欄中「本部課長（8級）」を 部付（8級） に、

「指導官」を 指導官 課付（8級）又はこれに相当する室付、隊付

若しくは署付」に改め、同表9級の項同欄中「参事官（9級

「参事官（9級））」を 部付（9級） に改め、同表10級の項同欄中「

総務室付（9級）」

「参事官（10級）
参事官（10級）」を 部付（10級） に改める。
総務室付（10級）」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

古物営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月22日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

古物営業法施行細則の一部を改正する規則

古物営業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の表3の項の次に次のように加える。

4	施行規則第24条第1項の書面	承認通知書（様式第4号）
5	施行規則第24条第2項の書面	不承認通知書（様式第5号）

第4条の表1の項右欄の欄中「様式第4号」を「様式第6号」に改め、同表2の項同欄中「様式第5号」を「様式第7号」に改め、同表3の項同欄中「様式第6号」を「様式第8号」に改め、同表4の項同欄中「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同表5の項同欄中「様式第8号」を「様式第10号」に改め、同表6の項同欄中「様式第9号」を「様式第11号」に改め、同表7の項同欄中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同表8の項同欄中「様式第11号」を「様式第13号」に改め、同表9の項同欄中「様式第12号」を「様式第14号」に改め、同表10の項を次のように改める。

10	施行規則第25条第5項の規定による認可の通知	認可通知書（様式第15号）
11	施行規則第26条第3項の規定による報告又は資料の提出要求	報告・資料提出要求書（様式第16号）
12	施行規則第27条の規定による是正又は改善の勧告	是正・改善勧告書（様式第17号）
13	施行規則第29条第1項の規定による承認の取消し	承認取消通知書（様式第18号）
14	規程第5条の規定による資料の提出要求	資料提出要求書（様式第19号）

第5条中「様式第14号」を「様式第20号」に改める。

第6条中「様式第15号」を「様式第21号」に改める。

様式第15号を様式第21号とし、様式第14号を様式第20号とし、様式第13号を様式第19号とし、様式第12号を様式第14号とし、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第15号（第4条関係）

公委 第 号
年 月 日

認 可 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

業務規程

の変更については、古物営業法施行規則第25条第5項の規定により認
情報管理規程

可したので通知する。

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第16号（第4条関係）

公委 第 号
年 月 日

報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

古物営業法施行規則第26条第3項の規定により、次のとおり 報 告 を求める。
資料提出

報 告
を 求 め る 事 項
資 料 提 出

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第18号（第4条関係）

公委 第 号
年 月 日

承 認 取 消 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

古物営業法施行規則第29条第1項の規定により、盗品売買等防止団体に係る承認を取り消したので通知する。

理 由

様式第11号を様式第13号とし、様式第4号から様式第10号までを2様式ずつ繰り下げ、様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号(第3条関係)

公委 第 号
年 月 日

承 認 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

年 月 日付けで申請のあった盗品売買等防止団体に係る承

認については、古物営業法施行規則第23条の規定により承認したので通知する。

様式第5号(第3条関係)

公委 第 号
年 月 日

不 承 認 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

年 月 日付けで申請のあった盗品売買等防止団体に係る承認については、次の理由により承認しないので通知する。

理 由

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第6号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、平成17年3月11日次のとおり運転免許取得者教育の認定をしたので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成17年3月22日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

運転免許取得者教育を行う者			運転免許取得者教育に使用する施設		運転免許取得者教育の 課程の区分及び名称
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	所 在 地	
社団法人宇摩交通安全協会	星川 一治	四国中央市三島中央五丁目4番20号	宇摩自動車教習所	四国中央市川之江町4087番地30	第7号課程 二輪車二人乗り習熟課程 第8号課程 高速安全運転教育 第8号課程 四輪習熟運転教育 第8号課程 二輪習熟運転教育
東予交通株式会社	桂 利夫	四国中央市具定町660番地	四国中央自動車学校	四国中央市具定町660番地	
中央自動車工業株式会社	秋月 眞孝	新居浜市清水町12番94号	中央新居浜自動車学校	新居浜市清水町12番94号	
株式会社新居浜自動車教習所	桑原 征一	新居浜市萩生2750番地	新居浜自動車教習所	新居浜市萩生2750番地	
株式会社西条ドライビングスクール	中村 忠司	西条市石田284番地	西条ドライビングスクール	西条市石田284番地	
今治産業交通株式会社	渡邊 一志	今治市東村南一丁目1番1号	今治自動車教習所	今治市東村南一丁目1番1号	
今治交通株式会社	阿部精次郎	今治市小泉五丁目11番21号	今治中央自動車教習所	今治市小泉五丁目11番21号	
波止浜興産株式会社	矢野 精一	今治市内堀一丁目1番25号	波止浜興産自動車教習所	今治市内堀二丁目1番15号	
愛媛自動車興業有限公司	増田 徹也	松山市吉藤二丁目2番38号	愛媛自動車学校	松山市吉藤二丁目2番38号	
株式会社城西自動車学校	岡 豊	松山市中央一丁目1番41号	城西自動車学校	松山市中央一丁目1番41号	
株式会社石原自動車教習所	石原 実	松山市空港通四丁目8番12号	石原自動車教習所	松山市空港通四丁目8番12号	
株式会社第一自動車練習所	和泉由紀夫	松山市朝生田町四丁目4番32号	第一自動車教習所	松山市朝生田町四丁目4番32号	
あいしょく開発株式会社	清水 麻美	東温市野田二丁目11番地1	あいしょくドライビングスクール	東温市野田二丁目11番地1	
有限会社上浮穴自動車教習所	上岡 義幸	上浮穴郡久万高原町上野尻甲685番地	上浮穴自動車教習所	上浮穴郡久万高原町上野尻甲685番地	
有限会社永井産業	永井 通康	大洲市新谷甲1177番地	大洲自動車教習所	大洲市新谷甲1177番地	
株式会社八幡浜自動車教習所	村井 英治	西宇和郡保内町宮内1番耕地182番地の1	八幡浜自動車教習所	西宇和郡保内町宮内1番耕地182番地の1	
株式会社オキノ	沖野 一	西予市宇和町上松葉325番地	宇和自動車教習所	西予市宇和町上松葉420番地	
宇和島自動車株式会社	山下 昌宏	宇和島市錦町3番22号	宇和島自動車学校	宇和島市伊吹町968番地1	
有限会社永井産業	永井 通康	大洲市新谷甲1177番地	交安ドライビングスクール	宇和島市伊吹町小倉1421番地	
社団法人南宇和交通安全協会	前田アイ子	南宇和郡愛南町御荘平城2982番地2	南宇和自動車教習所	南宇和郡愛南町城辺甲531番地	

注 この表において「第7号課程」とは運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第7号に掲げる課程を、「第8号課程」とは同条第8号に掲げる課程をいう。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成17年 3月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1 214 ,107
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24 283
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 269 ,018

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
松 山 市	412 254	135 376
今 治 市・越智郡	154 019	51 340
宇 和 島 市	49 389	16 463
八 幡 浜 市	26 275	8 759
新 居 浜 市	103 465	34 489
西 条 市	93 788	31 263
大 洲 市	30 855	10 285
伊 予 市	24 817	8 273
四 国 中 央 市	77 ,169	25 ,723
西 予 市	38 853	12 951
東 温 市	27 709	9 237
上 浮 穴 郡	13 ,174	4 392
伊 予 郡	52 041	17 347
喜 多 郡	25 088	8 363
西 宇 和 郡	19 787	6 596
北 宇 和 郡	41 867	13 956
南 宇 和 郡	23 557	7 853

任 免 辞 令

○任免辞令

2月15日

愛媛県技術吏員 白 石 憲 二

死亡

